

平成29年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

頁

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・1

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 営繕住宅室
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成21年3月策定）において、平成30年度までに200戸の市営住宅を供給する目標を定めています。このうち70戸は、民間が所有する賃貸共同住宅を活用して供給することとしており、現在、45戸の借上げによる市営住宅を供給しています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

一方、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第200号）により公営住宅法施行令が改正され、また、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第47号）により公営住宅法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 借上げによる市営住宅として、次の住宅を新たに設置します。

＜別表第1関係＞

設置年度	名称	位置	構造	戸数
平成29年度	新所住宅	関町新所962番地3	木造2階	5

(2) 本条例で引用している公営住宅法施行規則第8条が第7条に繰り上げられ、同規則第9条及び第11条がそれぞれ第10条及び第12条に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。

＜第14条、第16条及び第20条関係＞

(3) 本条例で引用している公営住宅法施行令第11条が第12条に繰り下げられたことに伴い、条項の整理を行います。 ＜第37条及び第38条関係＞

3 その他

施行日は、公布の日とします。